

葬祭組合告示第10号

平成22年10月佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会定例会を次のとおり招集する。

平成22年10月1日

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合
管 理 者 小 坂 泰 久

1. 日 時 平成22年10月13日(水)午後3時

2. 場 所 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合会議室(2階)

平成22年10月

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会定例会会議録

○招集日時

平成22年10月13日(水曜日)午後3時

○招集場所

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合 会議室(2階)

○出席議員(7名)

1番 及川俊子(副議長)	四街道市議会選出
2番 富塚忠雄	佐倉市議会選出
3番 桐生政広	佐倉市議会選出
4番 藤和雄(議長)	佐倉市長
5番 佐渡 斉	四街道市長
6番 広瀬義積	四街道市議会選出
7番 原 義明	酒々井町議会選出

○欠席議員(なし)

○議案説明のための出席者職氏名

管 理 者	小坂泰久	酒々井町長
会 計 管 理 者	浅野恵美子	酒々井町会計管理者
事 務 局 長	石井八仁	
事 務 局 次 長	藤崎泰宏	

○構成市町出席職員

佐 倉 市	渡辺尚明	環境保全課課長
四 街 道 市	杉山 毅	環境経済部参事
四 街 道 市	竹内輝夫	環境政策課課長
酒 々 井 町	矢部雄幸	民生担当参事
酒 々 井 町	越川光司	生活環境課課長

○議会事務局出席職員

事 務 局 主 幹	藤方英和
事 務 局 主 査	中村 忍

○連絡員

施設管理班主査 門山幸子

施設管理班副主査 織田勝広

施設管理班副主査 相京夕起夫

○会期

平成22年10月13日(水曜日) 1日

○議事日程

平成22年10月13日(水曜日)午後3時開議

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 議案の上程、質疑、討論、採決

議案

- 議案第1号 平成21年度佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第2号 平成22年度佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般会計補正予算(第1号)

開会の宣告

午後2時58分 開会

- 議長（蕨 和雄） ただいまの出席議員は7名で、議員定数の過半数に達しております。よって、平成22年10月佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会定例会は成立いたしました。
- これより、佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会定例会を開会いたします。
-

諸般の報告

- 議長（蕨 和雄） 日程第1、諸般の報告を行います。
- 監査委員より例月出納検査の実施報告がありました。その写しをお手元に配付いたしましたので、ご了承願います。
-

会議録署名議員の指名

- 議長（蕨 和雄） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。
- 会議録署名議員の指名は、会議規則第81条の規定により、桐生政広議員、広瀬義積議員の両名を指名いたします。
-

会期の決定

- 議長（蕨 和雄） 日程第3、会期の決定を議題といたします。
- お諮りいたします。本定例会の会期は、会議規則第5条第1項の規定により本日1日といたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（蕨 和雄） ご異議なしと認めます。
- よって、会期は本日1日と決しました。
-

議案の上程

- 議長（蕨 和雄） 日程第4、議案を上程いたします。
- お諮りいたします。議案第1号及び議案第2号を一括議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（蕨 和雄） ご異議なしと認めます。
- よって、議案第1号及び議案第2号を一括議題といたします。
- 管理者に提案理由の説明を求めます。

- 管理者（小坂泰久） はい、議長。

- 議長（蕨 和雄） 小坂管理者。

- 管理者（小坂泰久） 管理者の小坂泰久でございます。本日ここに平成22年10月佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともご多忙中にもかかわらず全員のご出席を賜りまして、本会議が成立したことに対しまして、心からお礼を申し上げます。

ただいまから本定例会に提案いたしました議案2件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号 平成21年度佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般会計歳入歳出決算認定についてでございます。地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて、議会の認定を求めるものでございます。以下、決算の概要について申し上げます。

平成21年度の歳入決算額は、3億363万5,727円で、対前年度比0.3%の減となっております。歳入の主なものとしたしましては、組合運営全般及び新火葬場の建設事業費にかかわる構成団体からの負担金が主な財源となっております。そのほかに、施設使用料、財政調整基金繰入金、施設整備基金繰入金及び前年度繰越金などが主なものでございます。

歳出決算額は、2億9,269万6,363円で、対前年度比1.8%の減となっております。歳出の主なものとしたしましては、施設の管理運営費、人件費及び組合債の償還によるものでございます。

歳入歳出差引残高は1,093万9,364円でございます。

次に、議案第2号 平成22年度佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般会計補正予算（第1号）でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ773万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ3億722万6,000円としようとするものでございます。

補正の主な内容を申し上げます。歳入につきましては、前年度の繰越金及び諸収入を増額しようとするものでございます。歳出につきましては、人事異動等に伴う人件費の増額で、残額を基金に積み立てをしようとするものでございます。

以上、概要につきまして申し上げましたが、詳細につきましては事務局より説明をさせます。何とぞよろしくご審議の上、ご可決くださるようお願い申し上げます。提案理由のご説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（蕨 和雄） 続いて、事務局長から議案の補足説明をお願いいたします。

○事務局長（石井八仁） はい、議長。

○議長（蕨 和雄） 石井事務局長。

○事務局長（石井八仁） それでは、私からは細部説明、平成21年度一般会計歳入歳出決算の細部説明をさせていただきます。

まず、決算書の6ページをお開きいただきたいと思います。事項別明細書によりご説明いたします。また、別添資料の主要施策の成果の説明書の2ページをあわせてごらんいただきたいと思います。

第1款分担金及び負担金でございます。佐倉市、四街道市、酒々井町から組合負担金としてご負担していただいている額、2億756万9,000円が収入済額でございます。平成20年度比238万円の減となっております。理由といたしましては、管理運営費に係る負担金の減額が主なものでございます。内訳といたしましては、佐倉市が管理運営費負担金として7,728万1,000円、建設事業費負担金として3,257万3,000円で、合計が1億985万4,000円で、率といたしまして52.83%の負担でございます。四街道市は、管理運営費負担金として4,471万9,000円、建設事業費負担金として3,181万4,000円で、合計7,653万3,000円で、36.97%の負担でございます。酒々井町は、管理運営費負担金として1,407万6,000円、建設事業費負担金として710万6,000円で、合計が2,118万2,000円で、10.20%の負担でございます。

なお、建設事業費負担金につきましては、2市1町の合計で7,149万3,000円でございます。平成19年度から21年度までは同額の金額でございます。

次に、2款使用料及び手数料でございます。前年度と比較いたしまして56万円の減でございます。主

な要因は、式場使用料の減額でございます。平成21年度さくら斎場使用状況に関しましては、主要施策の成果説明書の10ページから記載してございますので、あわせてごらんいただきたいと思います。

字が大変小さくて申しわけないですが、ごらんいただきたいと思います。使用料の内訳といたしましては、11ページ、火葬件数及び使用料をごらんください。組合内が91件の増、組合外が7件の増で、合計100万7,000円の増でございます。14ページの式場の合計欄をごらんいただきたいと思います。14件の減で110万3,000円の減です。の霊安室使用料の合計欄をごらんいただきたいと思います。7件の増で、8万1,000円の減となっております。このほか霊柩車使用料及び待合室使用料は若干の減となっております。

次に、決算書の7ページ、3款財産収入でございますが、1項財産運用収入は、財政調整基金及び施設整備基金の預金利子でございます。昨年と比較いたしまして15万1,000円の減となっております。

4款繰入金は、財政調整基金から1,217万4,000円、施設整備基金から830万円の、合計2,047万4,000円の繰り入れを行ったところでございます。

8ページをごらんいただきたいと思います。5款繰越金は前年度からの繰越金で、当初予算450万円に補正で130万円減額し、320万円でございます。

次に、6款諸収入は72万7,000円でございます。売店の電気料金の実費の負担分、全国市有物件災害共済会建物総合損害共済金、職員駐車場使用料、骨つぼ代、共済組合互助会保険事務手数料、公衆電話料の収入、臨時職員雇用保険料等でございます。

以上、歳入合計といたしまして3億363万5,727円でございます。

続きまして、決算書の12ページをごらんいただきたいと思います。こちらからは歳出でございます。

1款の議会費でございますが、4万2,000円を補正いたしまして、予算額53万6,000円に対し47万4,468円の支出で、前年比4万8,821円の増となっております。7名分の議員報酬と会議録の印刷製本費が主なものでございます。

決算書の16ページをごらんいただきたいと思います。2款総務費でございますが、前年度と比較いたしまして0.4%の減の1億2,533万6,768円でございます。1項総務管理費、1目一般管理費、報酬でございます。こちらは3名の方々に情報公開・個人情報保護審査会委員をお願いいたしまして、審査会を年1回開催し、報酬9万円を支出しております。次に、給料、職員手当、共済費は、職員13名及び特別職の人件費で1億1,948万3,000円で、総務費の95.4%を占めております。

前年度と比較いたしまして主な内容を申し上げますと、主要施策の成果説明書の4ページから6ページにかけてごらんいただきたいと思います。給料、職員手当、共済費は、先ほど申し上げました職員13名分の人件費で142万9,000円の減となっております。これは育児休業職員1名と期末勤勉手当の支給率減額があったものの、共済組合負担金及び追加費用負担金の負担率の増に伴いわずかな減となったものでございます。次に、賃金246万3,815円は、前年度比75万9,000円の増で、育児休業職員の補完対応を行ったことによるものでございます。需用費96万4,005円で、前年度比18万5,311円増で、物品等の修繕が主なものでございます。役務費、委託料、使用料及び賃借料につきましては、前年度とほぼ同額となっております。次に、負担金補助及び交付金につきましては、次の18ページに記載してございますが、職員厚生補助金、日本環境斎苑協会負担金が主なものでございます。このうちの日本環境斎苑協会につきましては、21年度が最終年となっております。年度末をもって退会いたしております。

続きまして、18ページの中段をごらんいただきたいと思います。2項監査委員費、8万1,401円は、

例月出納検査や決算審査に伴います監査委員さん2名分の報酬及び旅費でございます。

次に、3款事業費でございますが、決算書の22ページからと、主要施策の成果の説明書の7ページからをあわせてごらんいただきたいと思います。前年度と比較いたしまして461万1,573円、4.6%減の9,528万3,134円となっております。

前年度と比較いたしまして主な内容を申し上げますと、需用費につきましては前年度より541万5,000円の減でございます。主な要因といたしましては、光熱水費の547万8,000円の減で、これは電気料金とガス料金の値下げ及び使用料の減少に伴う減でございます。そのほか修繕料が42万6,000円の減で、施設の維持管理に要する修繕で23件実施いたしましたところでございます。委託料は前年度比189万1,000円の減、4,982万1,000円でございます。主な内容につきましては、一般競争入札を実施いたしましたうちの機械設備保守点検、定期清掃委託料及び消防設備保守点検委託料の減によるものでございます。その他につきましては全部で20件、2件の減で、業務内容の見直しを行い、経費の節約を図ったところでございます。工事請負費は284万円の増で、821万6,000円でございます。

主要施策の成果の8ページをごらんいただきたいと思います。設備の経年劣化に伴い電話交換機等入替工事、火葬炉施設改修工事及びガス漏れ検知器等交換工事でございます。その他緊急対策工事といたしまして、進入路安全対策工事、災害防止策として山林斜面樹木伐採工事の5件の工事でございます。

次に、決算書の28ページをごらんいただきたいと思います。4款の支出金でございます。内訳といたしまして、財政調整基金積立金は基金の利子で11万71円、財政調整基金積立金を1万6,286円、施設整備基金積立金は9万3,785円でございます。

次に、決算書の32ページをごらんいただきたいと思います。5款の公債費でございます。組合債の償還で元金及び利子の支出でございます。前年度と同額でございます。平成19年度から平成21年度は各年度7,149万1,922円、平成22年度になりますと6,199万2,880円、また償還の最終年度でございます平成23年度になりますと492万3,760円となる予定でございます。

歳出合計といたしまして2億9,269万6,363円でございます。

次に、38ページをごらんいただきたいと思います。実質収支に関する調書でございます。歳入総額3億363万5,727円、歳出総額2億9,269万6,363円、歳入歳出差引額1,093万9,364円、実質収支額も同額です。実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は553万9,364円でございます。

次に、39ページをごらんいただきたいと思います。財産に関する調書でございます。公有財産の土地及び建物の行政財産につきましては、さくら斎場の土地と建物でございます。普通財産につきましては、旧火葬場の天使の森公園の所有土地でございます。次に、物品の自動車等につきましては前年度と同じでございます。次の基金につきましては、平成21年度末現在高は、財政調整基金が1,294万5,731円、施設整備基金が5,118万5,953円となっております。

第2号議案に入る前に、続けまして決算審査の意見書に関してご説明させていただきます。議案第1号の資料に添付されております一般会計歳入歳出決算審査意見書をお開きいただきたいと思います。当組合の監査委員の大川監査委員さんと広瀬監査委員さんに平成22年7月28日に決算審査をしていただきました。そのご意見でございます。

2ページの5番をごらんいただきたいと思います。審査の結果及び意見ということで、(1)の総括でございますけれども、審査に付されました平成21年度佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組一般会計歳入歳出決算書及び同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書書類等は、適正に作

成されているものと認めます。

(2)は要望・留意事項でございますが、平成21年度における予算の執行及び事業の運営は、おおむね適正であり、効率的に行われていると認められますが、次の事項を踏まえてさらなる改善を要望します。

要望事項の、施設整備基金の繰り入れについてでございますが、施設整備基金について、歳入財源として繰り入れをしています。そして特定財源として工事請負費と修繕費に充当しています。その基金の繰り入れに当たっては、繰り入れの時期、繰入額、充当事業など厳格に執行する必要がありますので、今後とも条例に基づき、より適切に行ってくださいという要望でございます。今後とも要望事項に基づきまして適切に執行してまいるところでございます。

の職員研修の充実についてでございますが、平成21年度の職員研修は、派遣研修を中心に実施しています。しかしながら、派遣研修は、その効果が受講者のみに限定されやすい傾向にあります。今後、組合の独自性を考慮して斎場業務と組合事業をさらに推進するためには、職員相互に波及的に効果のある研修が必要不可欠です。そのため、職場の内部研修において、研修経験者を講師とすることが有効と思われれます。さらに、職員13名の自己研さん及び資質の向上を図るために、接遇、健康管理やメンタルケア等々のテーマごとに講師の役割を分担させるなどの研修手法が一層重要となります。職員研修については、創意工夫をしながら、より一層の充実を図ってくださいという要望でございます。これにつきましては、年々火葬件数等の増加により業務が繁忙となっております中、なかなか職員全員を対象とした内部研修を行う時間がつくりづらくはなっておりますけれども、できる範囲で職員による講師の役割を分担する創意工夫をしながらより一層充実を図ってまいりたいと考えております。

の斎場施設の維持管理及び修繕等に係る調査研究について。斎場が平成8年に開設されて以来、14年が経過しています。そのため修繕箇所が増加しているようです。今後はさらに修繕箇所及び経費の増加が予想されますので、適切な維持管理の観点から計画的な修繕を行うようにしてください。また、斎場の利用統計を見ると利用件数が明らかに増加しています。今後、火葬炉設備の修繕等の課題については、利用形態の動向及び近隣類似団体などの保守点検や修繕計画等のあり方を参考にするなど調査研究を進めてくださいという要望事項でございました。これにつきましては、要望事項に沿いまして計画的な修繕及び保守点検等調査研究を進めてまいるところでございます。

、公金の管理と運用について。組合では、ペイオフに対応するため、歳計現金については、決済性預金により保管し、管理しています。基金については、複数の金融機関において定期預金のみで運用しています。今後とも、公金の管理と運用のあり方について、確実性や効率性を考慮してさらに検討してくださいという要望でございました。構成市町及び周辺一部事務組合を参考に検討してまいりたいと考えております。

、職員の勤務体制の充実について。最近では、仕事と家庭の両立という趣旨から、育児、介護等の休暇制度について大きな改正がされています。組合の場合、職員の有給休暇等の取得状況は、個々の職員により差があるようです。今後も円滑な斎場運営を図るためには、安定した職員の勤務体制の確立が一層重要となります。これらを踏まえながら、職員が相互に理解協力し、職員の福利厚生等の充実を含めて職員の勤務体制がさらに充実するように適切な改善を進めてくださいという要望でございました。要望の趣旨に沿いまして職員の勤務体制がより一層充実するよう努めてまいるところでございます。

以上が監査委員さんからの要望事項でございます。決算審査の要望につきまして、事務局一丸となり

まして今後も引き続き改善すべきものは改善してまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いたします。

以上で議案第1号の細部説明とさせていただきます。

では、引き続きまして議案第2号の細部説明に移りたいと思います。補正予算書をごらんいただきたいと思います。

まず、1ページをお開きいただきたいと思います。第1条に記載のとおり歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ773万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億722万6,000円としようとするものでございます。

次に、8ページをお開きいただきたいと思います。歳入の内訳でございます。まず、5款繰越金の1節前年度繰越金でございますが、21年度決算の確定に伴いまして、その余剰金を繰り越したものでございます。

6款諸収入の1目雑入でございますが、清掃組合と葬祭組合の統合に係る調査研究の事務を行うため、清掃組合より職員の派遣を受けていることからその職員の給料及び共済関係費用の約半分の費用を負担金として清掃組合から受けるものでございます。

次に、10ページをお開きいただきたいと思います。歳出の内訳でございます。2款総務費、1項一般管理費、1目一般管理費に758万円の増額補正をしようとするものでございます。内訳の1節給料、2節職員手当、3節共済費につきましては、主に人事異動に伴う補正でございます。この中には、先ほど説明いたしました清掃組合からの派遣職員分の給料等も含まれております。また、10月に採用した職員1名分の給料等も含まれております。この職員につきましては、今年度の構成市町からの派遣職員が減るということから組合のホームページにより公募をいたしまして、試験を実施の上、4月から臨時職員として採用し、勤務しておりましたが、9月末の契約の更新に当たりまして、職員として非常に優秀であり、また組合といたしましても今後組合のほうで定年退職者がふえていくなど、職員が高齢化していることもございまして、技能職の事務雇い職員として正規に採用したものでございます。7節賃金につきましては、その職員の4月から半年分の賃金でございます。13節の委託料と18節の備品費は関連しておりまして、現在当組合で財務会計のために使用しておりますパソコンは平成14年度に購入したものでございまして、最近たびたび具合が悪くなっており、それをその都度修理や調整をして使用しておりましたが、ここに来まして非常に危うい状況であることから、至急にノートパソコン3台を購入してデータの入れかえ等をしようとするものでございます。

次に、12ページをお開きいただきたいと思います。4款諸支出金、1項基金費、1目基金費、25節積立金の15万5,000円の増額補正でございます。これは財源調整により財政調整基金に積み立てるものでございます。

次に、14ページをお開きいただきたいと思います。ページの下のほうでございますが、2の一般職、(1)の総括の表でございます。職員数は、補正後14名となります。給料、共済費の合計で552万8,000円の増となります。次に、15ページの(2)の給料及び職員手当の増減額の明細の表の給料の欄でございますが、職員異動等に伴う増分といたしまして157万1,000円の増となっております。新規任用に伴う増分は91万7,000円でございます。職員手当は、職員異動等に伴う増分は179万5,000円で、新規任用に伴う増分は31万3,000円でございます。

以上で補正予算につきましての細部説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（藤 和雄） これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○2番（富塚忠雄） はい、議長。

○議長（藤 和雄） 2番、富塚議員。

○2番（富塚忠雄） 富塚でございます。監査委員さんの意見書がありましたが、質問したいことがあります。3ページの 齋場の利用統計を見ると利用件数が明らかに増加しているというふうに書いてあるのですが、これについて対応の仕方がどうなのかということを一つ聞きたいのです。

もう一点は、あと5番目に職員の勤務体制の中に、職員の有給休暇等の取得状況は個々の職員により差があるというふうに書いてあるものですから、具体的にこれはどういうふうになってきているのか。差があるということは有給休暇がとりにくくなってきているのか、そうではないということかもしれないけれども、しかし、休暇だから年数が決まっているわけですね、取得する年数が。その範囲の中で、どういう意味でこういうふうに書かれているのかちょっとわかりませんが、それについてこういう事実があるのかどうかです。それについては若干報告を願いたいというふうに思っています。

以上です。

○事務局長（石井八仁） はい。

○議長（藤 和雄） 事務局長。

○事務局長（石井八仁） まず、 の指摘の中で、年々利用件数が増加しているということへの対応ということでございますが、資料等ごらんになっていただければわかるとおり毎年、最近は100件程度ずつ利用件数が増えていく状況でございます。この件につきまして、先ほど職員の採用も含めまして、職員体制を充実させていくというようなことでまずは体制を整えていきたいと考えております。また施設の整備につきまして、中長期整備計画をこれからも煮詰めていきまして、その計画の中で炉の増設等を図って、施設的にも整備を図っていききたいと考えております。

それから、職員の勤務体制の中での有給休暇の取得ということでございますが、これは特にとりづらいというようなことではございませんで、全員が全員すべて同じような率でとるというわけには、個人個人、職員の理由もございまして、そのようにはなっておりませんが、ある程度希望する日には有給をとって休んでいるというのが実態でございます。それについて有給がとりづらいというようなことではございませんので。

以上でございます。

○2番（富塚忠雄） 議長。

○議長（藤 和雄） 富塚議員。

○2番（富塚忠雄） だけれども、ここにも監査委員さんがいるわけですが、こういう指摘があれば、今職員を、今の有給休暇の指摘の状況、こういう状況があれば、やっぱりこれは何が意味があるのだろうというふうに考えるのが普通だよ。監査委員さんも多分そういう意味で、こういうふうな表現の仕方になったのかというふうに思っているの、要は中身をもっと知りたいなという、監査委員さんが判断するだけの中身があったのかなというような感じを持たざるを得ないものですから。個々の職員により有給休暇の取得状況は差があるというような、差があることがいいのかどうか、悪いことかという、いろいろあるかもしれないけれども、だからどういう意味合いがここにはあるのかなということで、ち

よって僕も、だから考えていたことありましたので、その辺は本当なのかというように。今事務局長のほうからは、いや、そういうことはありません。希望する日にちゃんと休んでいますというような話なので、それだったら別に、それぞれの日にとっているわけだから、こういう指摘がなくてもいいのかなど。監査委員さんに文句をつけるのではなくて、監査委員さんそのものが感じたことですからいいと思うのだけれども、そこまでも当局と監査委員さんとの認識の違いがあるのかなというふうに思わざるを得なかったものですから、どんなものかなというふうに。どういう説明をだから監査委員にしたのか僕にはわからないけれども。

○事務局次長（藤崎泰宏） はい。

○議長（藤 和雄） 事務局。

○事務局次長（藤崎泰宏） 次長の藤崎です。補足説明をさせていただきたいと思います。

職員13名のうち平均の消化日数が10.9日、消化率が27.25%でございます。そのうち一部職員の中で年休が4.3日、5.5日と、あと9.5日と1けたの職員が3人いるということで、あと十五、六日、20日近くとっている職員もいるのはいるわけですが、こういった中で差があるという部分でお話いただいた部分で、一応年休の希望があった場合には極力、今局長が申しましたように付与はしているつもりではいるのですが、個々にそういった形の中で差が結果的に生じているということでございましたので、そういった部分についてとりにくいような環境があるのかどうか、組合のほうではないつもりではいるのですが、そういったご指摘はいただいたところでございます。

〔「暫時休憩してください」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤 和雄） 休憩します。

（午後3時38分）

○議長（藤 和雄） 再開いたします。

（午後3時40分）

○2番（冨塚忠雄） 議長。

○議長（藤 和雄） 冨塚議員。

○2番（冨塚忠雄） 休憩時点で監査委員のほうから話を聞きましたけれども、これは監査委員さんとするれば当然、これは前回の議会でも指摘を私したのですけれども、介護休暇とか育休をとるとか、そういうときに職員の方に負担がかかる傾向があるのではないかと。今の体制の中で十分でいいのかというような指摘をしたようだけれども、まさにそういうことが監査委員さんのほうも心配しているというような状況の中で、やっぱりアンバランスがあるのではないかとというような指摘だと。これは当局から数字を聞いただけではそこは全くわかりません。もう一回数字。

○事務局長（石井八仁） はい、議長。

○議長（藤 和雄） 事務局。

○事務局長（石井八仁） 先ほど説明ありました育児休暇や介護休暇等も含めまして、そういう有給休暇の取得につきましては、実際には13名の職員の中でこういう育児、介護等の休暇をとろうとしたときは、多少ほかの職員に負担があるということは重々感じておりました。前回の育児休暇の職員がいたときも、それに対応するための臨時職員等を雇って事務的に支障のないようにしたところでございまして、今後

もそのような休暇を必要とする職員がいたときには臨時職員等を雇ったり、委託のほうでの人数をふやしたりという対応をして、必要な休暇がちゃんととれるということを目指して進めていきたいと思っております。

○2番(富塚忠雄) 議長。

○議長(藤 和雄) 富塚議員。

○2番(富塚忠雄) ですから、前回の議会でも話したように、せっかくそういう働く方々の状況をどうするかという考え方で介護、育児休暇をとりやすい状況をつくろうという、せっかくそういう条例ができていのに、実はふたをあけたらなかなかすんなりいけなかったということがある以上、僕はそれを実は気にしていたのです。だから職員の方々のご理解をいただきながらと言ったけれども、とれなければ、とれば残った方に負担かかると思いますから、その分はまたどうなるのかという、とりにくい状況が出てくるのではないかというふうに実は気にしていたから前議会に指摘した内容だったのです。まさに監査委員さんのほうもそれはそういうふう感じたという話ですから、こういう指摘があったということで、厳しく言うように。これはとりやすい状況づくりをどうするかという話もありましたから、当面やっぱりできる範囲の中でそういうとりやすい状況をつくるようどうするかということは真剣にやっぱり考えてほしいと。これは監査委員さんもそういうことがあって指摘したのだろうと、僕はそういう解釈はするけれども、今述べましたように。これは要望させてもらいたいというふうに思います。

あと、この主要施策の成果の説明書の3ページに歳出の項目で、総務費、事業費、諸支出金というので、これが減額というふうになって、もちろん歳出が減ることについては、僕は異議ないけれども、この主な原因について、さっき多分話ししてくれたと思うのですけれども、ちょっともう一回お聞かせ願いたいです。特に事業費は461万ということで減額がありますから、この点についてももう少し詳しく説明願いたいと思います。

以上です。

○事務局長(石井八仁) はい、議長。

○議長(藤 和雄) 事務局。

○事務局長(石井八仁) その減額の内容でございますが、主要施策の成果の説明書の7ページをまずお聞きいただきたいと思います。こちら事業費でございますが、こちらでちょうど中段でございますが、光熱水費3,104万9,000円となっておりますが、こちらが対前年度比と比較いたしますと500万ほどの減額となっております。その辺がこの事業費の減った大きな理由でございます。あとは総務費のほうの56万3,891円の減でございますが、これは人事異動に伴います給与等の減に伴うものでございまして、人事異動と期末勤勉等に関するものに係る減額ということでございます。

済みません。それと4款の諸支出金の33万7,000円の減額でございますけれども、これは金利の率が下がりがちで、金利のほうでの減額でございます。大きな内容はそのようなものでございます。

○2番(富塚忠雄) 議長。

○議長(藤 和雄) 富塚議員。

○2番(富塚忠雄) だから、7ページの光熱水費が下がったというのは数字的にはわかるのです。具体的に何で下がったのかという。これは節約したとか、そういうことが、運動として頑張ってきたのだというような、そこの説明を。

○事務局長(石井八仁) はい、議長。

○議長（藤 和雄） 事務局。

○事務局長（石井八仁） この光熱水費の内容でございますけれども、20年度と21年度比較しまして、当時20年度のほうが原油が高かったということから電気料及びガス代が総じて高かったということもございまして、それが21年度には大分落ち着いてきまして、その分が下がったと。さらに、使用料におきましても、21年度は82万キロワットの電気を使ったわけですが、20年度は84万キロワット、ですからここでいいますと2万キロワットほど削減しております。また、ガスにつきましても、20年度が16万立方ほど使ったのですが、21年度は15万3,000立方ということで、ここでも7,000立方ほどガスの使用量を抑えたというような状況でございます。その辺がありまして、主に大きいのは原油の価格が下がったというところでございます。

○2番（冨塚忠雄） 議長。

○議長（藤 和雄） 冨塚議員。

○2番（冨塚忠雄） では、成果資料の8ページです。火葬及び式場の利用状況ということで、19年度からということで3カ年入っていますけれども、利用率が95.2%というので、まだ若干余裕があるのかなというような感じはするけれども、ただ利用率と問い合わせ件数とはここは違ってきているのかなと。これは、問い合わせして同じ日に入っていれば、なかなかそれは、利用できないということがありますから、それは利用不可能だろうというふうな判断をせざるを得ないのですね。僕が言っているのは、要するに本当に利用者が利用しやすい状況にあるのかと、いつでもという話だと思うのだけれども、そういう状況にあるのかどうかというふうなことをちょっとお聞きしたかったのです。ですから、問い合わせ件数や何かもあるのだろうと。問い合わせしたけれども、実はその日はだめで使えなかったということもあるのかなと。そういうデータをとってあるかわからないけれども、その辺の状況はどうなっているのか。

○事務局長（石井八仁） はい。

○議長（藤 和雄） 事務局。

○事務局長（石井八仁） この利用率が95.2%ということでございますが、実際には火葬件数が非常に少ない時期と、また多い時期というのがありまして、火葬件数が多い時期にはもう本当、毎日のようにもう式場が埋まっていて、1週間先ぐらいでないし予約できないというような状況も間々あるところでございます。ただ、重なった後、その方たちは1週間ぐらい待つてする人が、予約してくればそのまま予約になるのですが、予約しないで、民間の式場のほうを利用する方というのも当然いるわけございまして、その辺の統計は特にはとっていない状況ですけれども、議員ご指摘のとおり重なるというような状況には多々、そういう場面はございます。

○議長（藤 和雄） 冨塚議員。

○2番（冨塚忠雄） そういう点ではこれからの施設利用についてどうするかということの話は別にやるのかなという感じはしますから、それでカバーをしていけばいいのかなと。いずれにしても利用者が問い合わせして、ダブるケースだってなきにしもあらずなのですから。そのときだってやりにくい状況かもしれないけれども、なるべくこういうことのないように努力していただきたいなというふうに思っております。これは要望していきたいと思っています。

それから、5ページにちょっと戻りますけれども、人件費の状況の中で、育児休業の職員1名の補完は現状の職員で対応した。事務補佐員を採用してやったということもありますけれども、それはやっぱ

りこういう形になっていくと、先ほどみたいな形にやっぱり思わざるを得ないのです。先ほどの有給休暇をとりにくいというような状況もありますから、この点については何か問題はなかったのですか。これは補佐員でカバーしたということと、あとは、これはもう交代制勤務の励行によりということですから、それで事務補佐員を活用したということだから。これもまた育児休業等職員1名の補完は現状の職員で対応したということですから、この辺はすんなりいったことになりませうけれども、この辺はどういうふうに考えればいいですか。

○事務局長（石井八仁） はい、議長。

○議長（蕨 和雄） 事務局。

○事務局長（石井八仁） まず、この人件費の状況で、前段につきましては平日勤務のときに1名欠の分を事務補佐員を活用いたしまして運営していたと。後段の、また育児休業等職員の1名の補完ということは、現状の職員で対応したというのは、時間外勤務等に対しては、土日の勤務が事務補佐員を使わないで、一般の職員で対応しているというようなことです。

○2番（富塚忠雄） 議長。

○議長（蕨 和雄） 富塚議員。

○2番（富塚忠雄） 労働強化になっているのかどうかは、それぞれあると思うのだけれども、そういうことで労働者生活が守られてきているのかということなのです。今度時間外ふえていますよね、20年度に比べたら明らかにふえていますよね。この数字見ても。

○議長（蕨 和雄） 事務局。

○事務局長（石井八仁） そのふえた分がほかの職員で対応して補完したという結果でございます。

○2番（富塚忠雄） 議長。

○議長（蕨 和雄） 富塚議員。

○2番（富塚忠雄） だからやっぱりカバーしていかなければいけないでしょう、それは。だから土、日、休日、それぞれもちろん家庭を持っていますから、多分輪番制でやらなければいけないと思っているので、ですから、前も言ったように、例えば職員の福利厚生、その金額も実は19年度に比べたら21年度減ったわけですよ。平成20年度は1万3,000円、21年度は同じですよ。だから片方はこうやって福利厚生の補助金が減ってきて、片方でこういうことで労働的にはカバーしてあげないというような状況で、やっぱりアンバランスだろうと。だからもう少しその辺はフォローしてあげる必要があるのではないかということ、前にもこの件は私、お聞きした内容でありますので。ですからそういうことで、その辺はやっぱりもう少し職員の生活のことを考えてあげるべきではないかというように思っているのです。でも、それぞれの職員らが協力し合って、こうやって頑張ってくれているということについてはすごくありがたいとも思っているけれども、しかし余りそこに甘えるわけにいかぬだろうと。だから、考えるべきところは考えていく必要があるだろうということを思っているのです、これは要望しておきます。

以上で質問終わります。

○6番（広瀬義積） はい。

○議長（蕨 和雄） 広瀬議員。

○6番（広瀬義積） まず、1番の部分で、今富塚委員がお話をされたのですが、いわゆる申し込み件数と、それからいわゆる問い合わせです。問い合わせがあったけれども、1週間も先に延びるので民間のところを使うとかいう場合の部分として、この統計をとっていく必要があるのかなというふうに。いわ

ゆるここが満杯だったために民間の斎場を使ったというようなケース、やっぱりきちんと把握していく必要があるのかなど。今後の取り組みというところでも構わないというふうに思うのですが、そこら辺については対応できますでしょうか。

○事務局長（石井八仁） はい、議長。

○議長（藤 和雄） 事務局。

○事務局長（石井八仁） 今の件ですが、実際には亡くなって1日、2日の間に葬式をしたいというのが普通の方で、あしたあいていますか、あさってあいていますかという問い合わせも含めると結構問い合わせはあるのです。ただ、そのとき埋まっていた段階で、4日先です、5日先ですと言うと、じゃ4日先に予約してくださいという人もいますけれども、ちょっと考えさせてくださいということで、電話をほとんど名乗らずに切ってしまう方もいるので、その辺、こちらとしてもし統計をとるとしたらできる範囲で名前等を伺えれば伺って、統計とれると思うのですが、ただ名前を教えてくれない場合も結構ありますので、その場合はちょっとカウントはできないような状況もあるとは思いますが。ご指摘があれば、何とかとれる範囲でとれることはできると思いますけれども。

○6番（広瀬義積） 議長。

○議長（藤 和雄） 広瀬議員。

○6番（広瀬義積） 管内の斎場の使用状況とか、またいろんな施設とか、この施設をどういうふうにしていくかということで大分影響のあるところだというふうに思いますので、できる範囲で、100%正確にというのはなかなか難しいかもしれませんが、できる範囲で統計がとれるとすればぜひお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

あと、もう一点、議案第2号なのですが、職員の方を1名新規採用されたということで、この部分でいけば単なるほかの、派遣の方の減少というふうになるのですが、この辺の状況について詳細にもう一度説明いただけませんか。なぜ正規に職員となったのかということ、いわゆる派遣が1名少なくなったということ、これについて詳しく説明をいただきたいと思います。

○事務局長（石井八仁） はい、議長。

○議長（藤 和雄） 事務局。

○事務局長（石井八仁） 20年度と比較いたしまして、給与費明細の中で13名ということでございましたけれども、この21年度は派遣が3名ということでございましたけれども、今年度は派遣が2名という形になっております。それで、こちらの体制といたしまして、派遣の職員については1年ないし2年程度で異動してしまうということもございまして、職務をちょうど覚えたころに異動してしまって、また一から教えるというようなこともございまして、それよりは現在活用しております事務補佐員等を拡充をしていくか、実際にはプロパー職員をふやしていきたいというような気持ちもあつたのですが、臨時職員等で対応していけば、異動等を考慮せずに事務を行っていけるというようなことを含めまして、4月から派遣職員1名減った分を臨時職員をふやして対応していこうと。そのほうが実際の事務の効率化等になるのではないかとということで始めたところでございます。

臨時職員については半年契約ということで行ったわけですが、先ほどご説明いたしましたけれども、ちょうど9月の契約更新に当たりまして、臨時職員として採用した職員が勤務上も非常に優秀であったということから、また27歳と若いということもございまして、このまま臨時職員でいくよりも、ここで技能職の事務雇ということで採用したほうがいいのではないかとということで採用させて

いただいたところです。

実際に葬祭組合の職員体制でございますけれども、先ほど育児休暇等をとった女性職員が33歳ということで、その方は若いのですが、それ以上、あとはもう40歳以上という状況でございます、非常に偏った職員状況となっておりますということから、ここで20歳代の職員を採用するということは非常に必要ではないかということも含めて採用したということでございます。

○6番(広瀬義積) はい。

○議長(藤 和雄) 広瀬議員。

○6番(広瀬義積) では、確認しますけれども、今までのプロパー職員ですとか、採用の部分については、大きな方向転換というか、方針を変えるということではなくて、今の状況を勘案した上で、できるだけプロパーの職員をふやしていくという、そういう方向に基づいて採用したと。今後についても関係の市町との、組合内のところとの対応というところで多少変わってくるということもあるかもしれないけれども、今お話しになった方向性というのは、一応今後もそのことを考えながら対応していくということによろしいのでしょうか。

○事務局長(石井八仁) はい、議長。

○議長(藤 和雄) 事務局。

○事務局長(石井八仁) プロパーをこれからもふやしていくということにすぐ発展するということはないのですが、たまたま男子職員としてはすべて40歳代ということで、その下がいないということもございまして、ここでちょうど若い職員がいたということで、ちょうど採用したほうがバランス的にいいのではないかと。今後は、先ほど話が出ましたが、火葬件数等が毎年ふえていく中で、それに対応するときには委託関係でふやしていったほうがいいのではないかとということも考えています。ですから、プロパーを常にふやしていくということではないです。

○6番(広瀬義積) はい。

○議長(藤 和雄) 広瀬議員。

○6番(広瀬義積) この辺非常に大事なことだと思うのです。職員をどういう形で採用していくのか。また、今の事業をいかに円滑にしていくのかということころは、これは表裏一体のものだというふうに思いますので、やっぱり職員の採用ですとか、そういうところについては、この組合の中、組合議会も含めて、執行体制も含めた中で対応していく、また組合内の市と町とのいろんな相談もしながらその辺の対応をしていくということが必要になってくるだろうと思うのです。

今後について、派遣の部分なんですけれども、派遣についても一長一短がございますので、それについてもやはり十分勘案しながら、ただ経費削減につながるからということではなくて、やっぱり職員の採用される、派遣の方もやっぱり働く方々ですので、その辺の労働条件ですとか、処遇の問題なんかも含めて、十分バランスのとれた対応をいただくように要望したいと思います。お願いします。

○2番(富塚忠雄) 議長。

○議長(藤 和雄) 富塚議員。

○2番(富塚忠雄) 2号の補正の関係ですけれども、今広瀬議員から職員採用問題で発言があったのですけれども、清掃組合との統合を大分意識して職員の配置を考えているのかなというような感じも僕はしたのです。今回の補正には職員派遣負担金というので、清掃組合から1名派遣していただいてというふうに、これは将来的には清掃組合と葬祭組合が統合すると、その前提で職員交流というのか、そうい

うことも考えているのかなと思っていますけれども、しからば今後については、現時点どうなっています、話が。

○事務局長（石井八仁） はい。

○議長（蕨 和雄） 事務局。

○事務局長（石井八仁） この統合関係につきましての調査研究でございますけれども、今派遣職員の方に大分進めていただいております、今後もっと詳しいというか、煮詰めたところで協議をしていきたいと考えております。もっと具体的な話をしますと、先ほど補正の中でもご説明いたしましたが、こちらの財務会計システムが非常に古いものとなっております、佐倉と同じシステムを使っておりますが、今後佐倉のほうでも財務会計システムを更新するというような話がございまして、こちらではその更新にもう対応できないというような状況でございます、そのときには清掃組合のコンピューターを利用していただきたいというようなところで今話を詰めようかという状況で、ですから清掃組合のほうに機械はあるのですが、その機械を葬祭組合のほうでも利用させていただければというようなことまで、今協議で進めていこうというところでございます。

○2番（富塚忠雄） 議長。

○議長（蕨 和雄） 富塚議員。

○2番（富塚忠雄） 統合の問題、目標年次という、ただだだだやっていることではなくて、目標年次というのは考えているのか。

○事務局長（石井八仁） 議長。

○議長（蕨 和雄） 事務局。

○事務局長（石井八仁） その辺につきましては、ちょっと構成市町の絡みもございまして、ちょっと年次までこちらで予定できるような段階ではございませんで、事務的に協力していただければお互いに協力し合っていくというようなところで進めていきたいと考えています。

○2番（富塚忠雄） 議長。

○議長（蕨 和雄） 富塚議員。

○2番（富塚忠雄） だから蛇の生殺しみたいたにならないでほしいと思っているのです。構成市町の考え方というふうなことでやられてくると、清掃組合は清掃組合として独自の事業やっていますから、事業に支障を来すような気がしてくるわけ。いつ、そんなこと言えるのかという、きょうは構成市町の首長さんも来ていますから、その辺はもう少しやっぱりいつぐらいまでに意見出すかというようにちゃんとしてもらわないと、正直言って、人の配分も含めて、補佐員だけでカバーするというようになってざるを得ないでしょう。どんどん利用率のふえている中どうするのかということで、真剣に考えなくてはいけない。そういうふうにと考えると、きょうは四街道さんも、酒々井さんも、佐倉さんもいますから、それぞれ聞いたから構成市町のほうでもう少しくちんと考えてもらわないと。それぞれの個々の組合でやりにくい点があるのだと思うので、ここでは管理者に答えさすといってもなかなか無理な話になってくるという気はしますけれども、管理者イコール酒々井の町長ですから、そういうことはそれぞれの関係市町の中ではどのようにされているのでしょうか。これだれに聞いたらいいかわらない。

○管理者（小坂泰久） 議長。

○議長（蕨 和雄） 小坂管理者。

○管理者（小坂泰久） 一応この辺について、たしか3年くらい前ですか、いろいろ検討した経緯がござ

います。それで最終的な成案にはならなかったわけですが、検討はしておりまして、今の段階ではそういう事務的なものは大きな変革をしなくても合理性が出るものについては、ぜひともまずは統合していくと。その後につきましては、清掃組合のほうでもちょっと課題がございますので、その辺がある程度見えてくれば一体化できるのではないかとってはおります。これから先は構成市町、そしてまた市長さん、私どもと話し合う段階になりますので、今のところではいつまでということでお答えできませんので、とりあえず、ひとつそういうことでよろしく申し上げます。

○2番(富塚忠雄) 議長。

○議長(藤 和雄) 富塚議員。

○2番(富塚忠雄) きょうは市長来ていますけれども、佐倉市の対応も、組合に対する負担金が多過ぎるからなるべく削減しろというような、そういうことも考えているわけでしょう。だから、その話されている中で統廃合の問題も移行するなんていう、何やっているのかなと感じるわけです。統廃合いい悪いは、これからの話ですけれども、だからそういう中途半端なことをやらないで、ちゃんとした方向性を出さないと、片方では、うちのほうの負担金が高過ぎるから少し抑えるように各組合頑張ってくるよというように言っておきながら、片方では統廃合の問題だけまだまだ進まないという、こういう矛盾したことがあっていいのですかと実は思って、ちょっと皮肉っぽく言っていますけれども。そういうふうに実は思っているので、その辺はきちんとやっぱり各市町の中で話をさせていただいて、最終的にはどうするのかと。事務方だけの、事務処理だけの協力でやってはいいものかということ。やっぱり統廃をしなければいかぬというふうに、そういうふういきちんと考えていくのかということところが、そこはもう近隣の方向性を早目に出していただきたいというふうに思っていますので、よろしくお願ひしたい。以上です。

○議長(藤 和雄) ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(藤 和雄) ないようでございますので、これで質疑を終わります。

討 論

○議長(藤 和雄) 続いて討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(藤 和雄) 討論なしと認めます。

採 決

○議長(藤 和雄) これより採決を行います。

議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長(藤 和雄) ありがとうございます。

挙手全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり承認されました。

議案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（蕨 和雄） ありがとうございます。

挙手全員でございます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

閉会の宣告

○議長（蕨 和雄） 以上をもちまして本日の日程はすべて終了いたしました。

これにて平成22年10月佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会定例会を閉会いたします。

午後4時19分 閉会